

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 日本JCマークの使用等に 関する規程

(目的)

**第1条** 公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）の象徴としての日本青年会議所マーク（略称「JCマーク」以下「正規マーク」という）の形状の同一性を確保するとともに、使用の適正化を図るために本規程を定める。

(正規マークの形状)

**第2条** 正規マークの形状はJCIの規程に従う。

(類似マークの規制)

**第3条** 文字もしくは図形を付加し、又は形状の一部を省略して正規マークとの同一性を害する類似マーク（以下「類似マーク」という）を使用するときは、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けるためには、理事会へ類似マークの形状及び付加又は省略をする理由を記載した書面を提出しなければならない。

(マーク使用の制限)

**第4条** 本会以外の者が正規マーク又は類似マークを使用することは、会員会議所が本会に所属することを表象するために使用する場合を除いては、これを認めない。ただし、専務理事の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の承認を受けるためには、正規マーク又は類似マークを付する物品の種類、数量、頒布対象者及び頒布の理由を記載した書面を専務理事に提出しなければならない。

### 附 則

この規程の変更規定は、平成22年10月16日から施行する。

昭和48年10月18日 改正

昭和51年 8月21日 改正

昭和63年12月10日 改正

平成14年10月26日 改正

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成17年12月 3日 改正

平成20年10月 2日 改定

平成22年10月16日 改正